

居宅介護支援重要事項説明書

様

社会福祉法人 串本福社会
にしき園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

[令和 年 月 日]

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0735 (62) 6922 または 0735 (62) 5165

FAX：0735 (62) 6923 または 0735 (62) 5338

営業日 日曜日から土曜日までとする（ただし、12月30日～1月3日は除く）

営業時間帯 午前8時30分～午後5時30分までとする

管理者 山口 直樹

2 にしき園指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス地域

事業所名	にしき園指定居宅介護支援事業所
所在地	串本町二色160番地
介護保険指定番号	3072400090
サービス提供地域	串本町、古座川町

(2) 事業所の職員体制

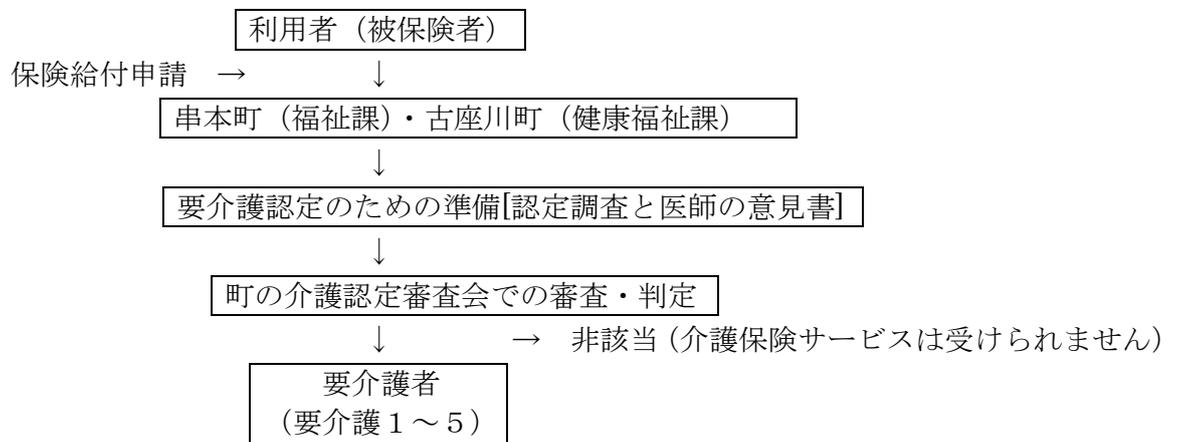
職階	人員	事業内容
管理者	常勤1	居宅介護支援事業所すべてにかかる管理
介護支援専門員	常勤3（内兼務1）	サービス計画の作成

(3) 営業日及び時間

日曜日から土曜日までとする（ただし、12月30日～1月3日は除く）

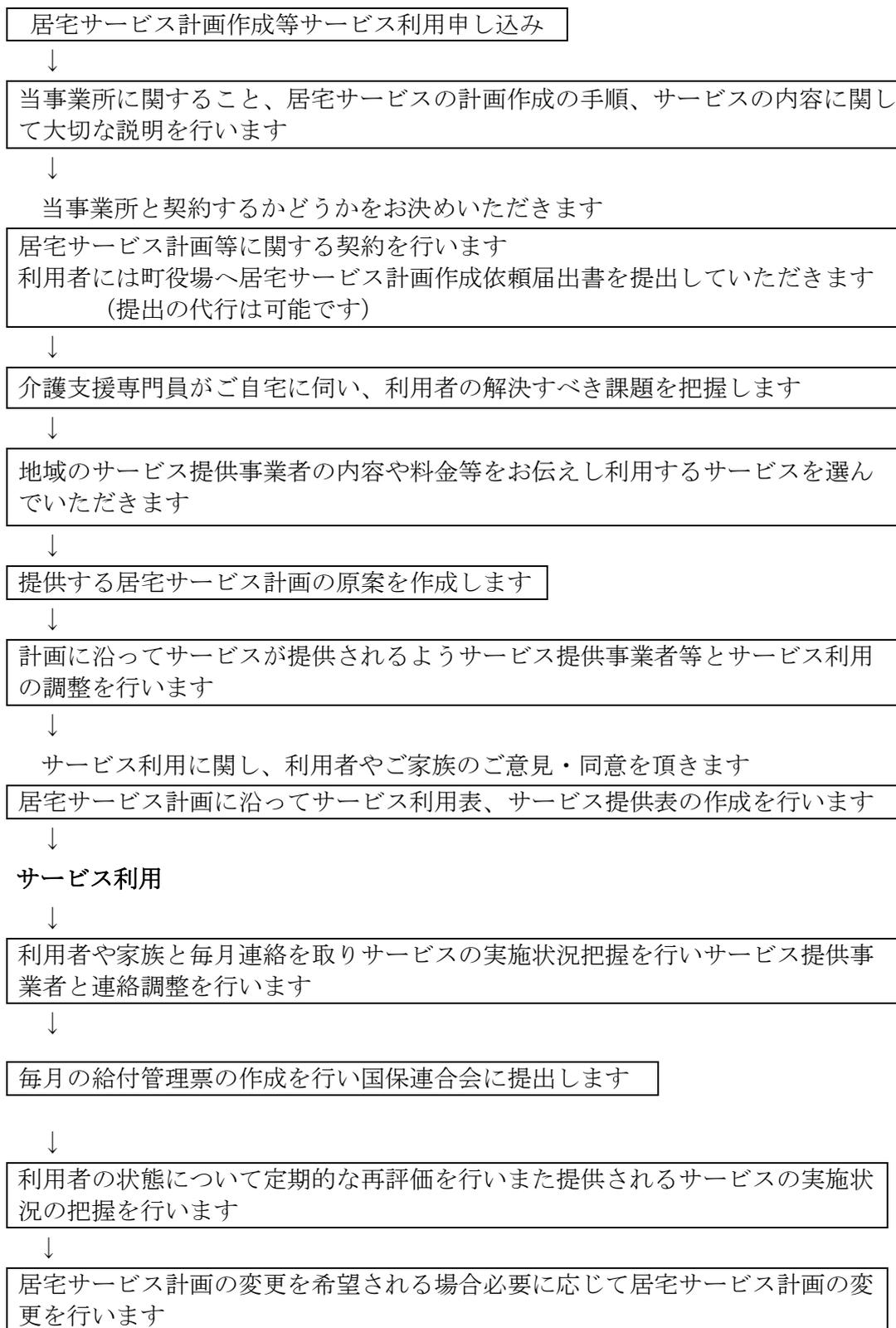
営業時間帯は午前8時30分～午後5時30分までとする

3 介護保険による居宅介護支援サービスの流れについて



以上、要介護認定審査会で要介護度が決まると、居宅介護支援事業者に介護サービス計画の作成を依頼し、要介護度に応じたサービスが実施されることになります。

(サービス提供の標準的な流れ)



4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出していない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受理ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの介護保険の窓口提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【居宅介護支援費】

●居宅介護支援費Ⅰ（i）取扱件数45件未満

要介護1又は要介護2	10,860円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円/月

●居宅介護支援費Ⅰ（ii）取扱件数45件以上60件未満

要介護1又は要介護2	5,440円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	7,040円/月

●居宅介護支援費Ⅰ（iii）取扱件数60件以上

要介護1又は要介護2	3,260円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	4,220円/月

*当事業所では居宅介護支援費（Ⅰ）での利用となります。

●居宅介護支援費Ⅱ（i）取扱件数50件未満

要介護1又は要介護2	10,860円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円/月

●居宅介護支援費Ⅱ（ii）取扱件数50件以上60件未満

要介護1又は要介護2	5,270円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	6,830円/月

●居宅介護支援費Ⅱ（iii）取扱件数60件以上

要介護1又は要介護2	3,160円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	4,100円/月

(注) 算定要件は国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の活用及び事務職員の配置を行っている事業所

【加算】

初回加算	3,000円/月
------	----------

※算定要件

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、新規に居宅介護支援ならびに要介護状態区分が2段階以上変更になった利用者に対し居宅介護支援を行なった場合。

特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円/月
------------	----------

※算定要件

①専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。

②専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。

③利用者に関する情報又は、サービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。

④24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。

⑥当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会や、研修等に参加していること。

⑨居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

⑩指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること。

⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の介護

支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)

⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。

⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること。

特定事業所加算(Ⅱ)	4, 210円/月
------------	-----------

※上記算定要件で、次に掲げる基準のいずれにも適合すること

②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合すること

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名配置していること。

特定事業所加算(Ⅲ)	3, 230円/月
------------	-----------

※上記算定要件で、次に掲げる基準のいずれにも適合すること

③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合すること

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名配置していること。
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

特定事業所加算(A)	1, 140円/月
------------	-----------

※上記算定要件で、次に掲げる基準のいずれにも適合すること

③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合すること。

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名配置していること。
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員1名以上（非常勤は他事業所と兼務可）配置していること。

(注) ④⑥⑩⑫は他の事業所との連携でも可

○特定事業所加算については、事業所の体制によって変更する可能性があります。

特定事業所医療介護連携加算	1, 250円/月
---------------	-----------

※算定要件

- ・前々年度の3月から前年度2月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、

- (Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ、又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設との連携の回数が合計35回以上であること
- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること
- ・特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定していること

通院時情報連携加算	500円/月
-----------	--------

※算定要件

- ・利用者が病院又は診療所において医師または歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合。

入院時情報提供加算(Ⅰ)	2,500円/月
--------------	----------

※算定要件

- ・利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。(入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外に入院した場合は入院日の翌日を含む。)

入院時情報提供加算(Ⅱ)	2,000円/月
--------------	----------

※算定要件

- ・利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。(営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。)

(入院時情報提供加算(Ⅰ)、(Ⅱ)共に提供方法は問わない)

退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円/月
-------------	----------

※算定要件

- ・医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること

退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円/月
-------------	----------

※算定要件

- ・医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供を

カンファレンスにより1回受けていること

退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円/月
-------------	----------

※算定要件

- ・医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること

退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円/月
-------------	----------

※算定要件

- ・医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円/月
------------	----------

※算定要件

- ・医療機関や介護保険施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月
-----------------	----------

※算定要件

- ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
 - ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施
 - ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所への提供
- 対象利用者は、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/月
-----------------	----------

※算定要件

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

(2) 交通費

前記2の(1)[サービスを提供する地域]にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

利用者からの文書による申し出によりいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとに清算とし毎月10日以降に前月分の請求をいたしますので、26日までにお支払いください。お支払方法はできるだけ口座引落としでお願いします。(全金融機関可)お支払いいただきますと領収書を発行します。

5 サービスを利用するにあたって

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者自身の選択に基づき適切なサービスが多様な事業所から総合かつ効率的に提供されるよう連携に努めます。
- ・プランに位置づける事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って複数の事業所を紹介します。
- ・利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由について説明を求めることができます。必要であれば遠慮なく申し出て下さい。

(3) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了一ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支

援もしくは非該当（自立）と認定された場合

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やその家族等が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(4) 秘密の保持

- ① 当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。これは、契約終了後もその職員の退職後も同様です。
- ② 当事業所の職員は、利用者及びその家族から予め文書で合意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

(5) 緊急時の対応

当事業所のサービスの提供を行っている際に、利用者の病状の急変や事故等が生じた場合には、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

(6) 介護支援専門員の変更

担当変更を希望される場合は、遠慮することなくお申し出ください。

6 当事業所の特徴

(1) 運営方針

運営規程に基づき、利用者の心身の状況やその置かれている環境等を把握し、利用者の意思及び人格を尊重しながら、サービスの提供にあたります。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 要介護認定の新規・更新申請
- ② 居宅サービス計画書の作成
- ③ 利用状況の把握
- ④ 居宅サービス事業者との連絡調整
- ⑤ サービス実施状況の把握
- ⑥ 給付管理
- ⑦ 相談業務

(3) サービス利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

7 サービス内容に関する苦情相談

(1) 受付担当者

山口 直樹 (にしき園指定居宅介護支援事業所 管理者)

電話 0735 (62) 6922 FAX 0735 (62) 6923

受付時間 月～金 8:30～17:30

(但し 12月30日～1月3日を除く)

(2) その他

サービスの苦情につきましては、下記窓口でも相談できます。

- ・ 串本町役場福祉課 電話 0735 (62) 0562
- ・ 古座川町役場 健康福祉課 電話 0735 (67) 7112
- ・ 和歌山県国民健康保険団体連合会 電話 073 (427) 4662

8 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 串本福祉会

代表役職・氏名 理事長 和田 利文

本部所在地 〒649-3512

和歌山県東牟婁郡串本町二色 160・165 番地

電話 0735 (62) 5165

— 契約事前確認について —

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

事業者

所在地 和歌山県東牟婁郡串本町二色 160 番地

名称 にしき園指定居宅介護支援事業所 ㊞

説明者 所属 にしき園指定居宅介護支援事業所
氏名 ㊞

私は本書面に基づいて、事業所から重要事項の説明並びにその交付を受け、居宅介護支援事業の提供開始に同意致しました。

利用者

住所

氏名 ㊞

(代理人)・続柄_____

住所

氏名 ㊞